

# 令和元年矢巾町議会定例会 9 月会議議事日程

令和元年 9 月 3 日 (火)

午前 10 時 開 議

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会議期間の決定
- 第 3. 報告第 10 号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 4. 報告第 11 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5. 報告第 12 号 平成 30 年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 6. 議案第 76 号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第 77 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8. 議案第 78 号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 9. 議案第 79 号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 10. 議案第 80 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 11. 議案第 81 号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第 12. 議案第 82 号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 13. 議案第 83 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 14. 議案第 84 号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 15. 議案第 85 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算 (第 3 号) について

- 第16. 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17. 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18. 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第19. 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20. 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21. 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第22. 議案第92号 平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23. 議案第93号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24. 議案第94号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25. 議案第95号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26. 議案第96号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27. 議案第97号 平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第28. 議案第98号 平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第29. 議案第99号 平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

# 議 案 目 次

令和元年矢巾町議会定例会 9 月会議

1. 報告第 1 0 号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第 1 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 報告第 1 2 号 平成 3 0 年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について
4. 議案第 7 6 号 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
5. 議案第 7 7 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7 8 号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 9 号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 8 0 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8 1 号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 8 2 号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 8 3 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 8 4 号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 8 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
14. 議案第 8 6 号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

15. 議案第 8 7 号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
16. 議案第 8 8 号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
17. 議案第 8 9 号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
18. 議案第 9 0 号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
19. 議案第 9 1 号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
20. 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
21. 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
22. 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
23. 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
24. 議案第 9 6 号 平成 3 0 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
25. 議案第 9 7 号 平成 3 0 年度矢巾町水道事業会計決算認定について
26. 議案第 9 8 号 平成 3 0 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
27. 議案第 9 9 号 平成 3 0 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

報告第10号

町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8月22日

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 工 事 名 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字煙山地内
- 3 契約の相手方 岩手県盛岡市みたけ五丁目15番12号  
三陸土建株式会社  
代表取締役社長 木 下 伸 一
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	162,604,800円	164,448,360円

報告第 1 1 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋 昌造

記

1 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.9	119.1
早期健全化基準	14.21	19.21	25.0	350.0

2 平成30年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	

報告第12号

平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について

平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造



## 平成30年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳				
					企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金		企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金		企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金		
1	1			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
水道事業	建設改良費	新配水場建設事業	28	108,540,000	50,000,000	13,567,000	44,973,000	108,540,000	50,000,000	13,567,000	44,973,000	0	0	0	0	0	0
資本的支出			29	582,428,000	400,000,000	89,408,000	93,020,000	582,428,000	400,000,000	89,408,000	93,020,000	0	0	0	0	0	0
			30	955,182,000	400,000,000	147,949,000	407,233,000	874,142,080	400,000,000	147,949,000	326,193,080	△ 81,039,920	0	0	0	△ 81,039,920	△ 81,039,920
			計	1,646,150,000	850,000,000	250,924,000	545,226,000	1,565,110,080	850,000,000	250,924,000	464,186,080	△ 81,039,920	0	0	0	△ 81,039,920	△ 81,039,920

議案第76号

矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例を次のように制定する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)

第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域並びに同法第7条第3項の市街化調整区域に存する工業団地	100分の5以上	100分の10以上

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(既存工場等に係る面積の算定)
- 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下この項及び次項において「既存工場等」という。)が第3条の表における区域に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(当該面積の減少を除く。以下この項及び次項において同じ。)が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地法に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。次項において「法準則」という。)による算定の例によって行うものとする。
- 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における区域に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則による算定の例によって行うものとする。

議案第77号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

議案第78号

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例

矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本町の住民基本台帳に記録されている者は</u>、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項に規定する確認及び審査ののち印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）が記録されている場合にあっては、氏名及び<u>通称</u>）</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本町が備える住民基本台帳に記録されている者は</u>、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項に規定する確認及び審査ののち印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>）の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。</u>）をもって調製する住民票にあっては、<u>記録。以下同じ。</u>）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称（<u>令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）の記載がされている場合にあっては氏名及び<u>当該通称</u>）</p> <p>(4) [略]</p>

(5) 男女の別

(6) 〔略〕

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（登録できない印鑑）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録をしてはならない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名（名については漢字、ひらがな、片仮名にかえられているものを除く。）若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項（印章であることを表す文字及び女子の名につけ加えて用いられる「子」、「こ」、「コ」を除く。）を表しているもの

(3)～(6) 〔略〕

（印鑑登録証等の亡失届）

第10条 〔略〕

2 被登録者は、印鑑登録証等亡失届出書により届け出るいとまがない場合は、口頭で仮の届をすることができる。この場合において被登録者は遅滞なく前項の届出をしなければ

〔削除〕

(5) 〔略〕

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

（登録できない印鑑）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録をしてはならない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項（印章であることを表す文字を除く。）を表しているもの

(3)～(6) 〔略〕

（印鑑登録証等の亡失届）

第10条 〔略〕

2 被登録者は、印鑑登録証等亡失届出書により届け出るいとまがない場合は、口頭で仮の届をすることができる。この場合において、被登録者は、遅滞なく前項の届出をしなければ



らない。

3 〔略〕

(印鑑登録のまっ消)

第12条 町長は、第10条第1項及び前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る印鑑の登録をまっ消しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず被登録者について、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 被登録者が氏名、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により登録を受けている印鑑が第6条第1号に該当することとなったとき又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(4)・(5) 〔略〕

第14条 町長は、印鑑登録証明書には印鑑票に登録されている印影を写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）、次に掲げる事項及び印鑑票に登録されている印影の写しに相違ない旨を記載しなければならない。

ならない。

3 〔略〕

(印鑑登録の抹消)

第12条 町長は、第10条第1項及び前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る印鑑の登録を抹消しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず被登録者について、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 被登録者が氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により登録を受けている印鑑が第6条第1号に該当することとなったとき又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(4)・(5) 〔略〕

(印鑑登録証明書の記載事項)

第14条 町長は、印鑑登録証明書には印鑑票に登録されている印影を写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）、次に掲げる事項及び印鑑票に登録されている印影の写しに相違ない旨を記載しなければならない。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(2) [略]

(3) 男女の別

(4) [略]

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) [略]

[削除]

(3) [略]

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の矢巾町印鑑条例第6条第1号及び第2号の規定により登録されているものについては、なお効力を有する。

議案第79号

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 〔略〕</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用（<u>第6条</u>—第13条）</p> <p>第3章～第8章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> <p>（給水装置の変更等の工事）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 前項の場合において、給水装置の変更に必要な費用は、配水管の移転等その工事に必要を生じさせた者の負担とする。ただし、事業管理者が町の費用で施行することが適当と認めるときは、<u>この限りではない</u>。</p> <p>（分担金）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 既納の分担金は<u>還付しない</u>。ただし、工事に着手する前に当該給水装置の新設又は増径の申込みの取下げ及びその承認が取り消された場合は、<u>この限りではない</u>。</p> <p>（給水の原則）</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、事業管理者は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、<u>この限りではない</u>。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第1章 〔略〕</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用（<u>第5条の2</u>—第13条）</p> <p>第3章～第8章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p><u>（給水装置の構造及び材質）</u></p> <p><u>第5条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合しているものでなければならない。</u></p> <p>（給水装置の変更等の工事）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 前項の場合において、給水装置の変更に必要な費用は、配水管の移転等その工事に必要を生じさせた者の負担とする。ただし、事業管理者が町の費用で施行することが適当と認めるときは、<u>この限りでない</u>。</p> <p>（分担金）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 既納の分担金は、<u>還付しない</u>。ただし、工事に着手する前に当該給水装置の新設又は増径の申込みの取下げ及びその承認が取り消された場合は、<u>この限りでない</u>。</p> <p>（給水の原則）</p> <p>第14条 〔略〕</p> <p>2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、事業管理者は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、<u>この限りでない</u>。</p> <p>3 〔略〕</p>

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 [略]

(臨時使用の場合の料金の算定)

第29条 工事その他の理由により、メーターを設置し一時的に水道を使用する者は、当該メーターを撤去したときに、その料金を精算するものとする。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。  
1件につき 10,000円

[新設]

(2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む)をするとき。

メーター又は分岐口径	25ミリメートル以下のもの	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	75ミリメートル以上のもの
金額	1,000円	3,000円	5,000円

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(臨時使用の場合の料金の算定)

第29条 工事その他の理由により、メーターを設置し一時的に水道を使用する者は、当該メーターを撤去したときに、その料金を精算するものとする。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める手数料の額を申請時に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認められた者からは、申請後に徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定の申請 1件につき10,000円

(2) 法25条の3の2第1項の指定の更新申請 1件につき10,000円

(3) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む) 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額
給水装置を新設、改造又は更新(既存の給水装置を撤去し新たに設置し直す工事)するとき	25ミリメートル以下のもの	2,000円
	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円
	75ミリメートル以上のもの	6,000円
給水装置を修繕するとき		2,000円
給水装置を撤去するとき		1,000円

(3) 第8条第2項の工事の検査をするとき。

メーター又は分岐口径	25ミリメートル以下のもの	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	75ミリメートル以上のもの
金額	1,000円	3,000円	5,000円

(4) 給水装置の図面の写しの交付

1件につき 300円

(5) 各種証明

1件につき 300円

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

3 [略]

(4) 第8条第2項の工事検査 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額
給水装置を新設・改造又は更新（既存の給水装置を撤去し新たに設置し直す工事）するとき	25ミリメートル以下のもの	4,000円
	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,000円
	75ミリメートル以上のもの	12,000円
給水装置を修繕するとき		4,000円
給水装置を撤去するとき		2,000円
写真検査のとき		2,000円

(5) 給水装置の図面の写しの交付 1件につき500円

(6) 各種証明書の交付 1件につき300円

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 [略]

<p>附 則 1・2 [略]</p>	<p>附 則 1・2 [略]</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の専用水道事業を矢巾町上下水道事業に編入することに伴う経過措置)</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>3 <u>この条例は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合（第6項及び第7項において「組合」という。）の解散の日にかかわらず、令和元年10月1日から矢巾町流通センター地内について適用する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>4 <u>令和元年9月30日までに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合専用水道事業給水条例（平成10年盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合条例第1号。次項及び第6項において「組合給水条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>5 <u>令和元年9月30日までに組合給水条例第24条に規定する工事完了検査を受検し合格した給水装置については、第13条第1項第1号に規定する分担金を納入したものとみなす。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>6 <u>前3項の規定にかかわらず、令和元年9月30日までに組合給水条例の規定に基づき承認された給水装置工事で同日までに竣工していないものについては、令和元年12月31日までの間に限り、組合給水条例の例による。この場合において、同日までに工事完了検査を受検し合格した給水装置は、その翌日をもって第8条第2項の工事検査に合格したものとみなす。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>7 <u>前項の場合において、第5項の規定にかかわらず、第13条第1項第1号に規定する分担金を納入したものとみなす。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 80 号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造



矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
〔略〕			〔略〕		
(27) 〔略〕	〔略〕	1枚につき300円 (日本工業規格 A列3番(以下 「A3」という。 以内)	(27) 〔略〕	〔略〕	1枚につき300円 (日本産業規格 A列3番(以下 「A3」という。 以内)
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

矢巾町交通安全条例（平成12年矢巾町条例第26号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例

矢巾町交通安全条例（平成12年矢巾町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>別表（第6条関係） 矢巾町交通安全対策協議会委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 363 887 408">関係機関等</th> <th data-bbox="887 363 1102 408">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="168 408 1102 453">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 453 887 555">矢巾町立矢巾東小学校</td> <td data-bbox="887 453 1102 555">校長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="168 555 1102 600">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 600 887 700">矢巾町教育委員会</td> <td data-bbox="887 600 1102 700">教育長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 700 887 745">矢巾町教育委員会学務課</td> <td data-bbox="887 700 1102 745">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 745 887 790">矢巾町道路都市課</td> <td data-bbox="887 745 1102 790">課長</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等	職名	〔略〕		矢巾町立矢巾東小学校	校長	〔略〕		矢巾町教育委員会	教育長	矢巾町教育委員会学務課	課長	矢巾町道路都市課	課長	<p>別表（第6条関係） 矢巾町交通安全対策協議会委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 363 1861 408">関係機関等</th> <th data-bbox="1861 363 2076 408">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 408 2076 453">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 453 1861 497">矢巾町立矢巾東小学校</td> <td data-bbox="1861 453 2076 497">校長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 497 1861 542">矢巾町保育協議会</td> <td data-bbox="1861 497 2076 542">会長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1142 542 2076 587">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 587 1861 643">矢巾町教育委員会</td> <td data-bbox="1861 587 2076 643">教育長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 643 1861 687">矢巾町福祉・子ども課</td> <td data-bbox="1861 643 2076 687">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 687 1861 732">矢巾町道路都市課</td> <td data-bbox="1861 687 2076 732">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 732 1861 777">矢巾町教育委員会事務局学務課</td> <td data-bbox="1861 732 2076 777">課長</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等	職名	〔略〕		矢巾町立矢巾東小学校	校長	矢巾町保育協議会	会長	〔略〕		矢巾町教育委員会	教育長	矢巾町福祉・子ども課	課長	矢巾町道路都市課	課長	矢巾町教育委員会事務局学務課	課長
関係機関等	職名																																
〔略〕																																	
矢巾町立矢巾東小学校	校長																																
〔略〕																																	
矢巾町教育委員会	教育長																																
矢巾町教育委員会学務課	課長																																
矢巾町道路都市課	課長																																
関係機関等	職名																																
〔略〕																																	
矢巾町立矢巾東小学校	校長																																
矢巾町保育協議会	会長																																
〔略〕																																	
矢巾町教育委員会	教育長																																
矢巾町福祉・子ども課	課長																																
矢巾町道路都市課	課長																																
矢巾町教育委員会事務局学務課	課長																																
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>																																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

矢巾町公共下水道条例(平成12年矢巾町条例第31号)の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例

矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第40条の3 <u>事業管理者は、手数料について次の各号の区別により徴収する。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1項の指定をするとき。</u> <u>1件につき 1万円</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第3項の指定をするとき。</u> <u>1件につき 5,000円</u></p> <p>(3) <u>排水設備の図面等の写しの交付</u> <u>1件につき 300円</u></p> <p>2 前項第1号、第2号の手数料は指定の際に、第3号の手数料は申請の際に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めた申請者からは、申請後徴収することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第40条の3 <u>次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める手数料の額を申請時に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めた者からは、申請後に徴収することができる。</u></p> <p>(1) 第10条第1項の<u>指定の申請</u> <u>1件につき10,000円</u></p> <p>(2) 第10条第3項の<u>指定の更新申請</u> <u>1件につき10,000円</u></p> <p>(3) <u>排水設備の図面等の写しの交付</u> <u>1件につき500円</u></p> <p>[削除]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>(盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の下水道事業を矢巾町上下水道事業に編入することに伴う経過措置)</u></p> <p>5 <u>この条例は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の日にかかわらず、令和元年10月1日から矢巾町流通センター地内について適用する。</u></p> <p>6 <u>令和元年9月30日までに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合下水道条例（平成13年盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合条例第2号。次項において「組合下水道条例」という。）の</u></p>

〔新設〕	<p><u>規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。</u></p> <p><u>7 前2項の規定にかかわらず、令和元年9月30日以前に組合下水道条例の規定に基づき承認された排水設備工事で同日までに竣工していないものについては、令和元年12月31日までの間に限り、組合下水道条例の例による。この場合において、同日までに完了検査を受検し合格した排水設備は、その翌日をもって第7条第1項の工事検査に合格したものとみなす。</u></p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第40条の3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第83号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>(13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(14) 〔略〕</p> <p>(15) 〔略〕</p> <p>(16) 法定代理受領 法第27条第5項（<u>法第28条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項の</u></p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども</u>をいう。</p> <p>(17) 〔略〕</p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(19) 〔略〕</p> <p>(20) 〔略〕</p> <p>(21) 法定代理受領 法第27条第5項（<u>法第28条第4項において準用</u>する場合を含む。）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項において</u></p>



規定において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) 〔略〕

(18) 〔略〕

(19) 〔略〕

(20) 〔略〕

(21) 〔略〕

(22) 〔略〕

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 〔略〕

(利用定員)

第4条 〔略〕

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込を行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 〔略〕

(利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) 〔略〕

(23) 〔略〕

(24) 〔略〕

(25) 〔略〕

(26) 〔略〕

(27) 〔略〕

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 〔略〕

第4条 〔略〕

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 〔略〕

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込に係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する町が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・

保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

[新設]

[新設]

保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)

〔新設〕

(4) 〔略〕

(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 〔略〕

(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

#### 第16条 [略]

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

#### 第16条 [略]

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 〔略〕

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならな

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 〔略〕

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限



い。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 [略]

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努

を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 [略]

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 [略]

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力す

めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 [略]

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 [略]

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する町への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(特別利用保育の基準)

るよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 [略]

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 [略]

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 [略]

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による町への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

除く。))と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込に係る法第19条第1項第3号

者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 [略]

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 [略]

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3

に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実

号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適

施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[新設]

[新設]

正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる

	<p><u>場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u></p>
〔新設〕	<p><u>4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
〔新設〕	<p><u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられ</u></p>



るよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

〔新設〕

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する町が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

れるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定

し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 〔略〕

(記録の整備)

第49条 〔略〕

- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 〔略〕

(記録の整備)

第49条 〔略〕

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する町への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による町への通知に係る記録

(4)・(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども)に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育

げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」

## 附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

## 2 〔略〕

（施設給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法

と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

## 附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

## 2 〔略〕

第3条 削除

第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する町が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する町が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する町が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する町が定める額」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつ

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除



て、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第84号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾  
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

平成30年度矢巾町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第93号

平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第94号

平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第95号

平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第96号

平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造



議案第97号

平成30年度矢巾町水道事業会計決算認定について

平成30年度矢巾町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第98号

平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

未処分利益剰余金を減債積立金への積立及び資本金への組入として処分する。

未処分利益剰余金の額	425,712,498円
減債積立金への積立	272,525,122円
資本金への組入	153,187,376円

議案第99号

平成30年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

平成30年度矢巾町下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 令和元年矢巾町議会定例会 9 月会議議事日程（第 2 号）

令和元年 9 月 3 日（火）

予算決算常任委員会終了後 開 議

- 第 1. 議案第 8 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2. 議案第 8 6 号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3. 議案第 8 7 号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 4. 議案第 8 8 号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 5. 議案第 8 9 号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 6. 議案第 9 0 号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 7. 議案第 9 1 号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和元年9月3日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会予算決算常任委員会  
委員長 廣田清実

### 予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第85号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第86号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第87号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第88号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第89号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第90号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第91号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本常任委員会は、令和元年9月3日付けで付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。